

インサイダー取引について

平成27年1月7日

証券取引等監視委員会

取引調査課長 下畑 孝行

構成

はじめに

- I. インサイダー取引規制の概要
- II. インサイダー取引の事後監視の状況
- III. 未然防止の重要性と関係者の取組み
- IV. インサイダー取引に係る具体的事例

はじめに

公正な市場の確立に向けて

～「市場の番人」としての今後の取組み～

「市場の公正性・透明性の確保

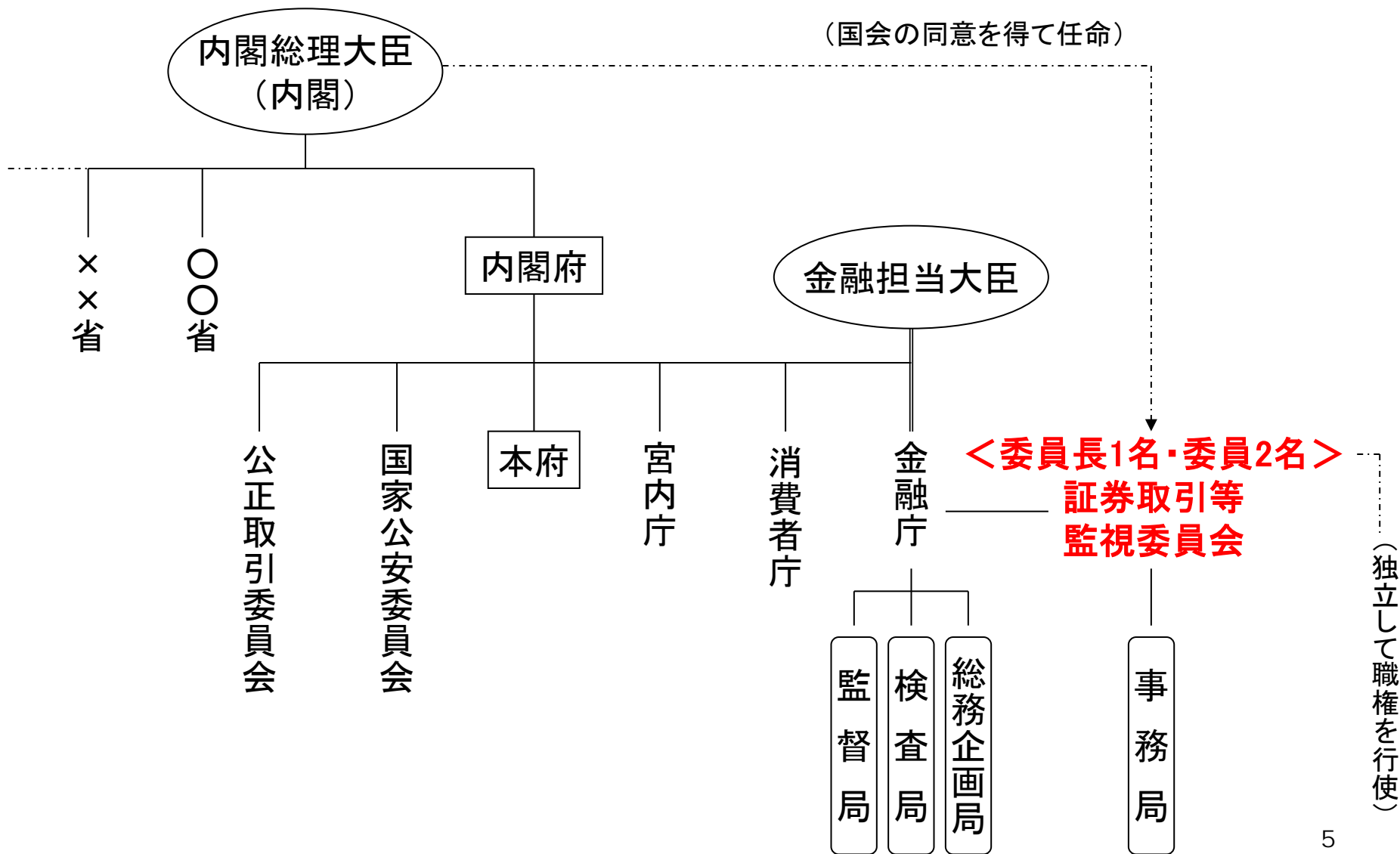
と投資者の保護を目指して市場を監視」

○ 証券取引等監視委員会とは

- 金融庁(内閣府の外局)に置かれた合議制の機関。
1992(H4)年発足<平成25年12月13日より第8期目>。
- 委員長・委員(2名)は、衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命。独立してその職権を行使。
- 主な仕事：
 - ①証券市場の市場監視
(インサイダー取引、相場操縦、粉飾等の調査・摘発)
 - ②証券検査
- 事務局(含財務局)の職員数は763人(H26年度末定員)。
 ※ 202人(1992年度)→250人(2000年度)→763人

監視委 (84人)	(112人)	(409人)
財務局 (118人)	(138人)	(354人)

○ 国の行政機構における証券監視委



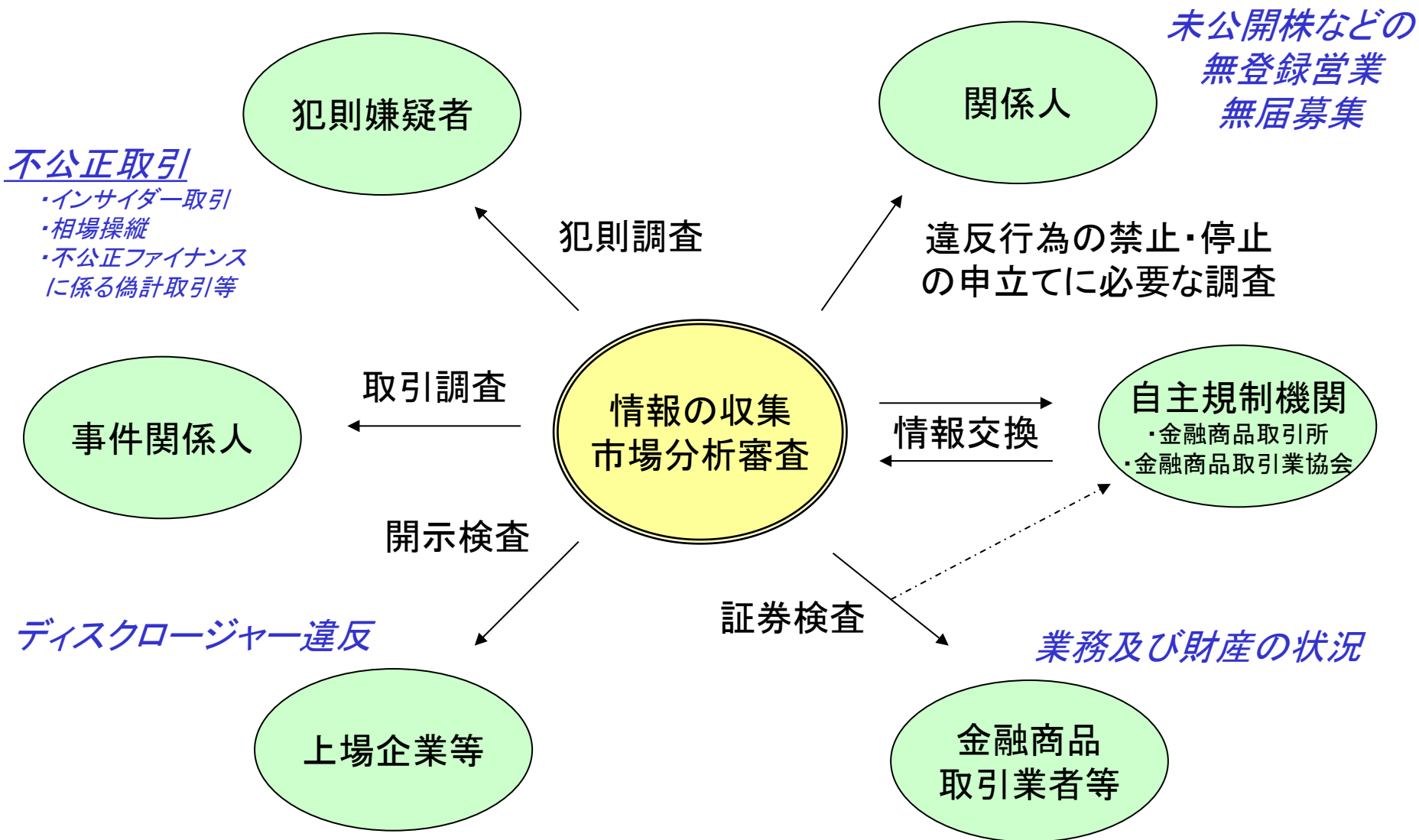
○ 第8期活動方針(抄)

公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～

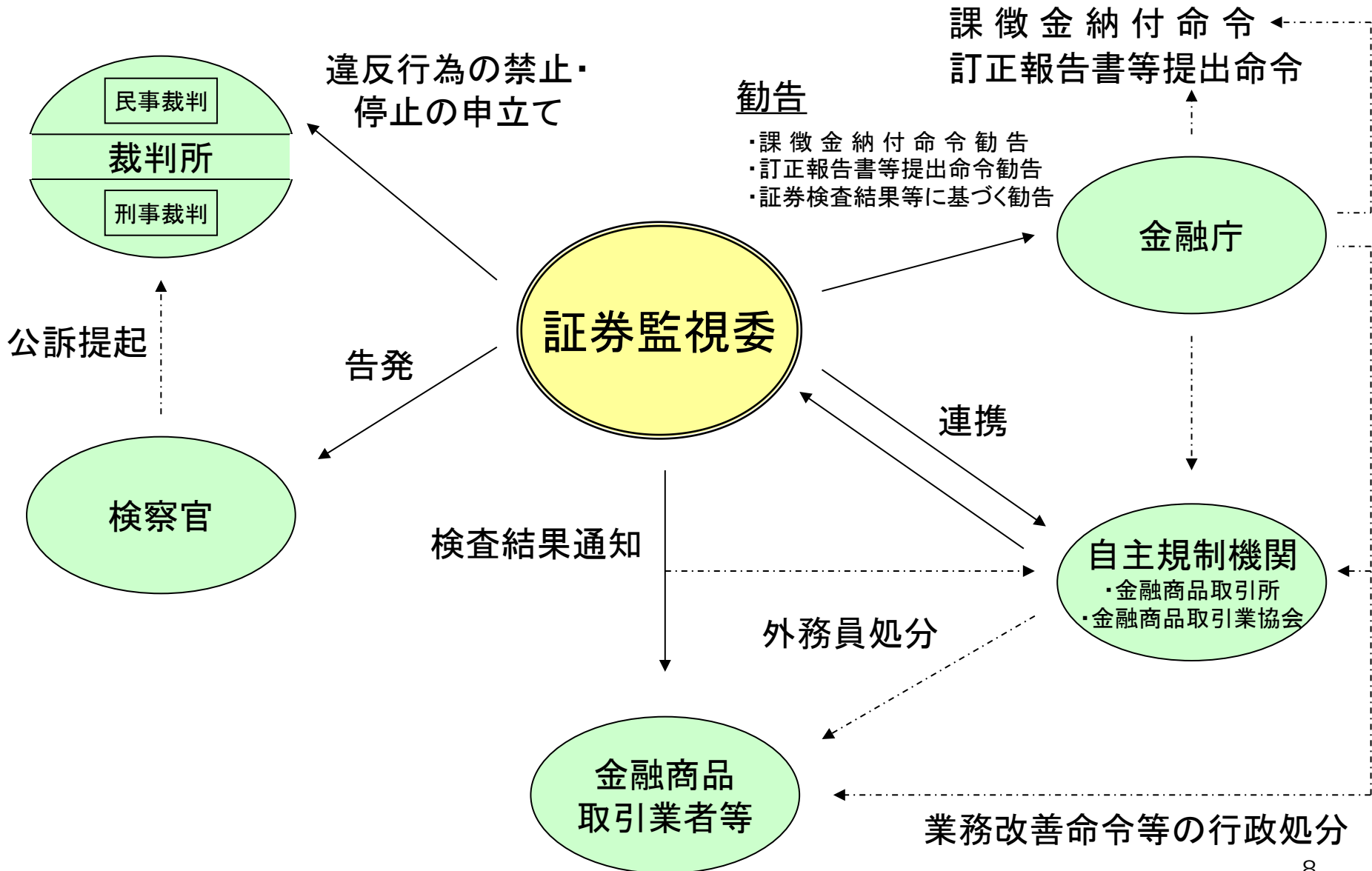
平成26年1月21日公表

1. 証券監視委の使命 … 市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して市場を監視
2. 基本的な考え方
 - (1) 機動性・戦略性の高い市場監視
 - (2) 市場のグローバル化に対応した監視力の強化
 - (3) 市場規律の強化に向けた取組み
3. 重点施策
 - (1) 情報力に支えられた機動的な市場監視
 - (2) 重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
 - (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施
 - (4) 不公正取引等に対する課徴金制度の活用
 - (5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
 - (6) 詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応
 - (7) 情報発信の充実
 - (8) 自主規制機関等との連携

○ 証券監視委の市場監視活動(1)



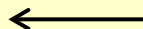
○ 証券監視委の市場監視活動(2)



(参考)課徴金制度とは？

➤インサイダー取引等の違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金融商品取引法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課す行政上の措置

旧証取法：不公正取引等について刑事罰を中心とした実効性確保体系



- 刑事罰には、謙抑制・補充制の原則（刑事罰は重大な結果を伴うことから、人権保障等の観点から、刑事罰を用いなくても他の手段で法目的を達成することができる場合は、刑事罰の発動を控えるべきという考え方）が存在
- 一口に違反行為といっても、現実には悪質性の度合いは千差万別。刑事罰は対象者に与える影響が極めて大きいため抑制的に運用することが必要であるとの考え方
- 刑事罰を課すに至らない程度の違反行為は結果として放置されることとなり、我が国の市場は「インサイダー天国」である等の批判

規制の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たに行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（いわゆる「課徴金」）を導入（H17.4～）

個人投資家も含め、だれもが安心して参加できる証券市場へ

I . インサイダー取引規制の概要

○ インサイダー規制20年の歩み

- 昭和62年 9月 タテホ化学工業の財テク失敗を巡る一連の取引
- 63年 2月 大蔵省・証券取引審議会「内部者取引の規制の在り方について」**
- 平成 元年 4月 証券取引法改正(インサイダー規制 施行)**
- 2年 6月 日新汽船株式に関する規制違反・警視庁による摘発
⇒ インサイダー規制違反の初めての事例
- 3年 4月 マクロス株式に関する規制違反
⇒ 大蔵省による初の告発事例
- 4年 7月 証券取引等監視委員会が発足**
- 6年10月 日本商事株式に関する規制違反
⇒ 証券取引等監視委員会による初の告発事例
- 17年 4月 証券取引法改正**
(インサイダー規制違反に対する課徴金の導入 施行)

昭和63年2月 証券取引審議会

内部者取引の規制の在り方について（抄）

有価証券の発行会社の役員等は、投資家の投資判断に影響を及ぼすべき情報について、その発生に自ら関与し、又は容易に接近しうる特別な立場にある。これらの者が、そのような情報で未公開のものを知りながら行う有価証券に係る取引は、一般にインサイダー取引、すなわち内部者取引の典型的なものと言われている。こうした内部者取引が行われるとすれば、そのような立場にある者は、公開されなければ当該情報を知りえない一般の投資家と比べて著しく有利となり、極めて不公平である。このような取引が放置されれば、証券市場の公正性と健全性が損なわれ、証券市場に対する投資家の信頼を失うこととなる。

内部者取引の規制が必要とされる所以である。

… 当審議会としては、内部者取引の未然防止を図るとともに、これを規制する法制の整備を速やかに進めるべきであるとの結論に達した。

○ インサイダー取引規制(金融商品取引法166条・167条)

- ①誰が： 発行会社や公開買付け等の関係者が
- ・ 発行会社や公開買付け者の役職員
 - ・ 発行会社や公開買付け者との契約締結者等
 - ・ これらの者から、直接情報の伝達を受けた者 …
- } **会社関係者**
(公開買付け者等関係者)
- 情報受領者**

- ②どんな場合に： (職務等に関し) 重要事実を知って
- ・ 決定事実
 - ・ 発生事実
 - ・ 決算情報
 - ・ その他、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの (バスケット条項)

- ③いつ： 公表前に
- ・ T D n e t を通じた適時開示
 - ・ 新聞等報道機関2社以上+12時間ルール
 - ・ 法定開示書類の公衆縦覧

- ④何を： 株式等を売買してはならない
- ・ 利得の有無は関係なし

会社関係者・情報受領者

■ 会社関係者

- 上場会社等の役職員
- 帳簿閲覧権を有する株主
- 法令に基づく権限を有する者 (ex. 監督官庁の職員)
- 契約締結者、締結交渉中の者 (関与する会計士等も含む) 等
- 元会社関係者 (該当しなくなってから1年以内の者)

■ 情報受領者

- 会社関係者から重要事実の伝達を受けた者 (ex. 家族、同僚)
 - 情報受領者から情報を得た者 (2次受領者は対象外だが共犯になることも)

重要事実（法166②、法167②）

（決定事実、発生事実、決算情報、バスケット条項）

- 投資判断に重要な影響を及ぼす情報
 - 新株等発行、株式交換、合併、業務提携、災害等による損害、主要株主の異動、業績予想修正、その他投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実（バスケット条項）等
- バスケット条項の解釈には「プリンシプル」「常識」が重要
- 子会社に生じた事実や公開買付も含まれる
- 重要事実の発生時期に注意
 - 会社の正式な機関決定（取締役会決議など）よりも相当早い時期に実質的な決定がされたと認定されるのが通常

バスケット条項による事例

■ 金商法166条2項4号

当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

- ～ 過年度決算に過誤があった事実の発覚、複数年度にわたる不適切な会計処理の判明
- ～ 払込金の払込みがされず新株の失権が確実に became こと

○ インサイダー取引違反への制裁等

■ 違反者には、

□ 刑事罰

- 5年以下の懲役、500万円以下の罰金(法197条の二十三)
- 法人両罰・重課規定=5億円以下の罰金刑(法207条①二)
- 没収・追徴(犯罪行為により得た財産)(法198条の2①一、②)

□ 課徴金(行政上の措置)

- 自己の計算でインサイダー取引を行った者は、「経済的利得相当額」の課徴金の納付が命じられる(法175条)。
- 「経済的利得相当額」の算定は実際の利得額ではなく法定の計算方法による。
* 重要事実公表後2週間の最高(安)値の株価×買(売)付株数－買(売)付価格
- 制度の運用に慎重を期する観点から、納付命令の事前手続きとして、審判手続を経ることとされている。
- 課徴金は刑事罰と併科することができ、その場合は刑事罰(没収・追徴)の調整規定あり。

○ 制度改正の概要 (抄: 金商法等の一部を改正する法律)

〔平成25年6月12日成立
平成26年4月1日施行〕

(1) インサイダー取引規制の強化

■ 情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入

〈不正な情報漏えいの抑止〉

- ① 未公表の重要事実を知っている会社関係者が、他人に対し、
- ② 「公表前に取引させることにより利益を得させる目的」をもって、
- ③ 情報伝達・取引推奨を行うことを禁止

(2) 違反行為の抑止策

■ 注意喚起のための氏名公表

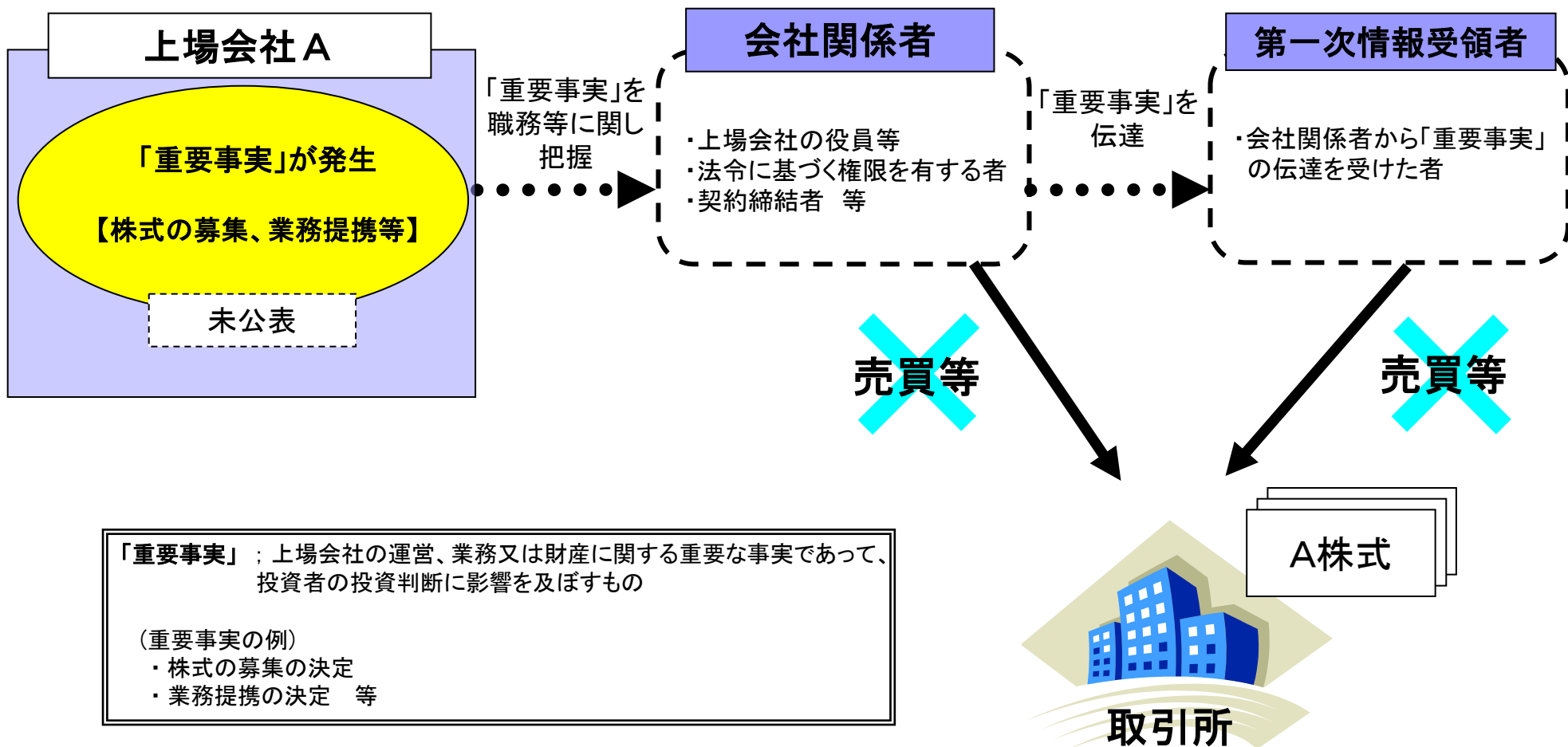
- ・ 情報伝達・取引推奨行為に関し、違反行為に関わった証券会社等の役職員
- ・ 取引上の立場を利用して重要事実を要求するなどにより、違反行為を行った者
- ・ 違反行為を反復して行った者

■ 資産運用業者が「他人の計算」で違反行為を行った場合の課徴金額の引上げ

〔現行〕「運用報酬(1月分)」を「運用財産全体に占める違反行為の対象銘柄の割合」で按分
⇒ 〔改正後〕「3ヵ月分の運用報酬全体」

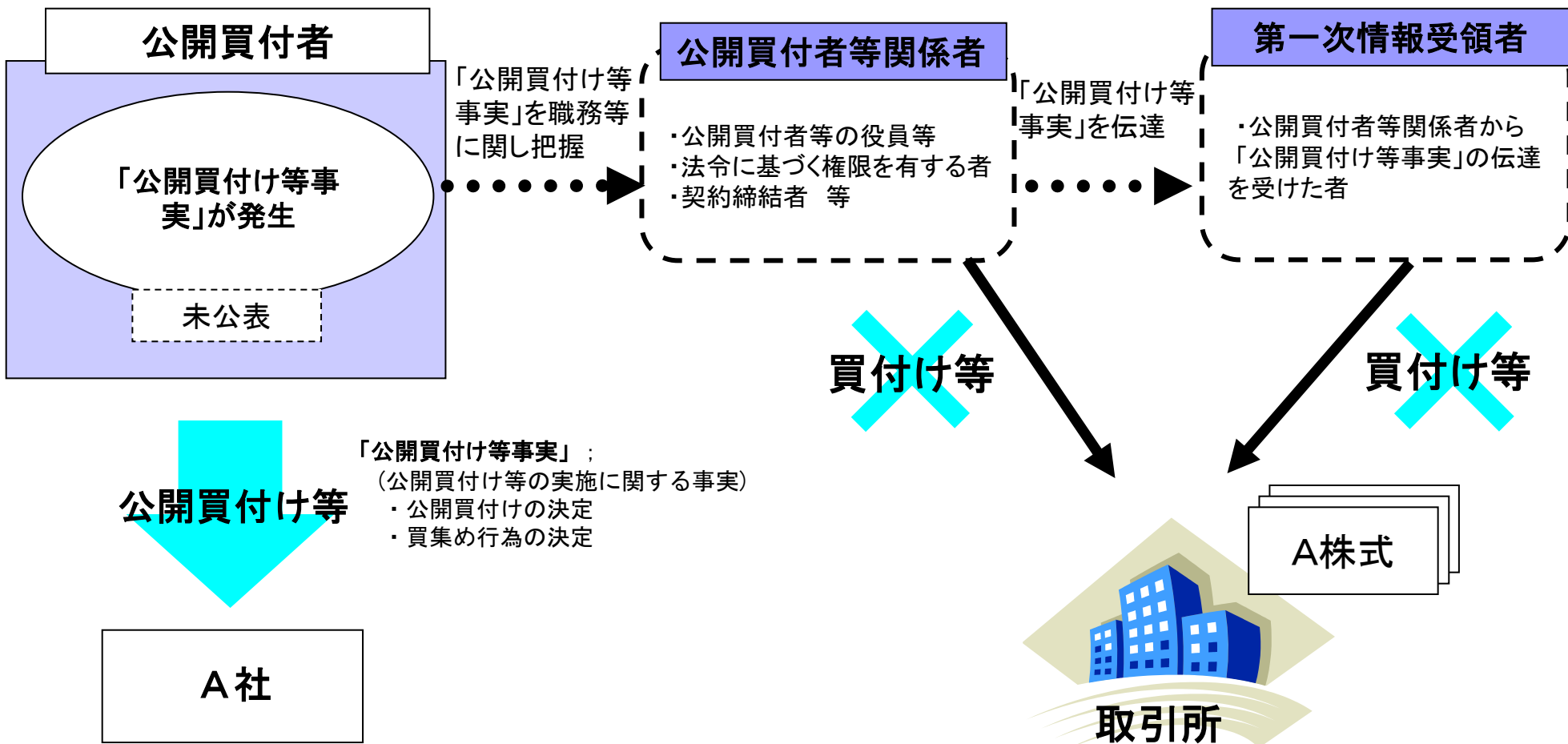
会社関係者のインサイダー取引規制(166条)

「会社関係者」及び「第一次情報受領者」は、上場会社に関する「重要事実」を(職務に関し)知りながら、その公表前に、当該会社の株式の売買等を行ってはならない。



公開買付者等関係者のインサイダー取引規制(167条)

「公開買付者等関係者」及び「第一次情報受領者」は、上場会社に関する「公開買付け等事実」を(職務に関し)知りながら、その公表前に、当該会社の株式の買付け等を行ってはならない。

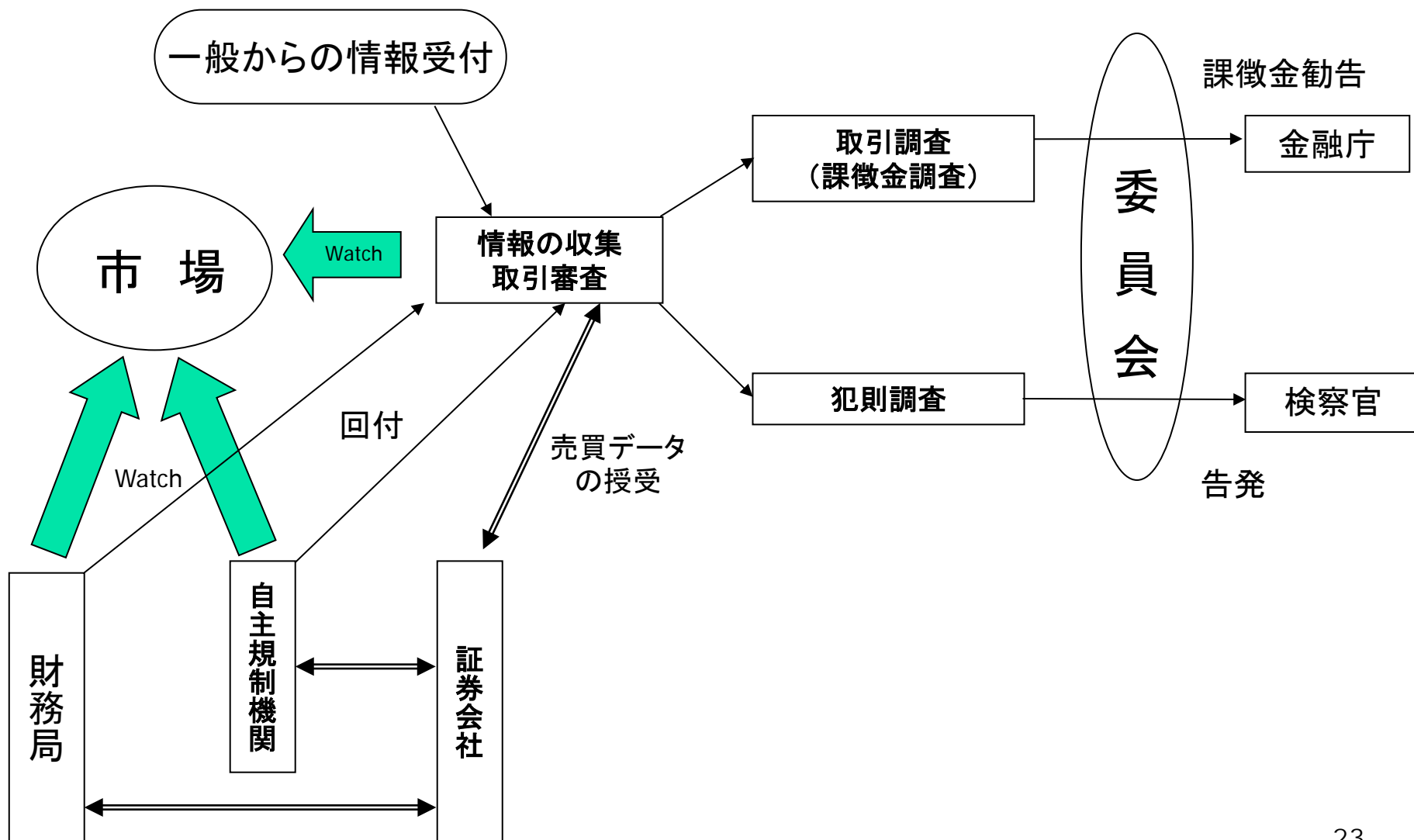


Ⅱ. インサイダー取引の事後監視の状況

(ポイント)

- インサイダー取引監視の業務フロー
 - 証券監視委(含財務局)、金融商品取引所、証券会社等の連携によるきめ細かい監視
- 取引審査の実施状況
- インサイダー取引規制違反に係る課徴金勧告・告発状況
- 重要事実別勧告状況等

○ インサイダー取引監視の業務フロー



○ 取引審査の実施状況(平成26年11月末現在)

(件)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
価格形成	94	54	73	84	86	63
内部者取引	649	613	819	875	943	644
その他	6	24	21	14	14	6
合計	749	691	913	973	1043	713
(証券監視 委)	319	224	396	400	410	278
(財務局等)	430	467	517	573	633	435

(注) 26年度は11月末現在

○ インサイダー取引規制違反に係る課徴金勧告・告発状況

(件)

区分 \ 年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
インサイダー取引に係る課徴金納付命令勧告	4	11	16	17	38	20	15 (1)	19 (6)	32 (4)	16	188

(件)

区分 \ 年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	
インサイダー取引に係る告発	0	0	2	0	1	2	5	0	3	1	6	
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
	5	7	4	8	4	6	7	4	6	2	1	
	H26	合計										
	0	74										

(注1)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、26年度は12月末まで。

(注2)()内は、大型公募増資事案に係る件数。

<課徴金勧告件数及び課徴金額>

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
	合計		不公正取引				開示書類の虚偽記載等	
	件数	課徴金額	内部者取引		相場操縦		件数	課徴金額
件数			課徴金額	件数	課徴金額			
H17	4	1,660,000	4	1,660,000	-	-	-	-
H18	14	682,480,000	11	49,150,000	-	-	3	633,330,000
H19	24	106,449,997	16	39,600,000	-	-	8	66,849,997
H20	29	1,980,519,997	17	59,160,000	1	7,450,000	11	1,913,909,997
H21	53	766,959,998	38	49,220,000	5	6,260,000	10	711,479,998
H22	45	1,943,759,994	20	42,680,000	6	21,260,000	19	1,879,819,994
H23	29	600,940,000	15	26,300,000	3	5,390,000	11	569,250,000
H24	41	857,469,994	19	35,150,000	13	100,570,000	9	721,749,994
H25	50	1,560,379,999	32	50,960,000	9	461,050,000	9	1,048,369,999
H26	32	921,780,000	16	16,400,000	9	495,000,000	7	410,380,000
合計	321	9,422,399,979	188	370,280,000	46	1,096,980,000	87	7,955,139,979

- (注) 1. 年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、平成26年度は12月末まで。
 2. 「開示書類の虚偽記載等」には、公開買付開始公告の実施義務違反に関する事例1件を含む。
 3. このほかに、平成25年度に勧告した偽計事案(1件、40億9,605万円)がある。

○ 重要事実別勧告状況等

(1) 重要事実別勧告状況

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
新株等発行	2	3	3	1	4	6	3	6	10	1	39
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
株式分割	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	4
剰余金の配当	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
株式交換	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	6
合併	0	0	2	1	0	0	0	0	3	0	6
新製品または新技術の企業化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
業務提携・解消	3	0	5	8	0	3	2	3	5	0	29
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	3
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	2	0	0	0	0	11
新たな事業の開始	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
損害の発生	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
行政処分の発生	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
業績予想等の修正	0	5	3	3	2	1	2	3	6	3	28
バスケット条項	0	0	0	0	4	3	1	3	0	0	11
子会社に関する事実	0	1	0	0	3	0	2	0	2	0	8
公開買付け	0	0	3	3	13	2	7	5	5	9	47
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	15	19	32	16	188

(注) 1 年度は、当年4月～翌年3月まで。ただし、平成26年度は12月末まで。

2 件数は、納付命令対象者ベースで計上している。

3 異なる種類の重要事実を知って違反行為を行った者については、重要事実ごとに重複計上しているため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数は一致しないものがある。

(2-1) 課徴金勧告件数の推移(行為者の属性別)【166条違反】

年 度		22	23	24	25	26	計
1 6 6 条 違 反 に 係 る 行 為 者	会社関係者	8	2	5	10	4	29
	発行会社役員	1	0	1	1	1	4
	取締役	1	0	1	1	1	4
	監査役	0	0	0	0	0	0
	発行会社社員	2	1	3	3	1	10
	執行役員	1	0	0	0	0	1
	部長等役席者	1	0	2	0	1	4
	その他社員	0	1	1	3	0	5
	契約締結者	5	1	1	6	2	15
	第三者割当	5	0	0	2	0	7
	業務受託者	0	1	1	0	1	3
	業務提携者	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	4	1	5
	第一次情報受領者	10	6	9	17	3	45
	取引先	4	1	6	9	1	21
	親族	1	0	1	3	0	5
友人・同僚	4	2	1	3	1	11	
その他	1	3	1	2	1	8	

(注) 年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、26年度は12月まで。

(2-2) 課徴金勧告件数の推移(行為者の属性別)【167条違反】

年 度		22	23	24	25	26	計
1 6 7 条 違 反 に 係 る 行 為 者	公開買付者等関係者	0	1	0	0	2	3
	買付者役員	0	0	0	0	1	1
	取締役	0	0	0	0	1	1
	監査役	0	0	0	0	0	0
	買付者社員	0	0	0	0	0	0
	執行役員	0	0	0	0	0	0
	部長等役席者	0	0	0	0	0	0
	その他社員	0	0	0	0	0	0
	契約締結者	0	1	0	0	1	2
	公開買付対象者	0	1	0	0	0	1
	役員	0	0	0	0	0	0
	社員	0	1	0	0	0	1
	その他	0	0	0	0	1	1
	第一次情報受領者	2	6	5	5	7	25
	取引先	0	3	1	1	0	5
	親族	0	1	0	0	0	1
友人・同僚	1	2	3	4	6	16	
その他	1	0	1	0	1	3	

(注)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、26年度は12月まで。

(3-1) 第一次情報受領者に対する課徴金勧告件数の推移 (情報伝達者の属性別)【166条違反】

年 度	22	23	24	25	26	計
会社関係者(166条違反)	10	6	9	17	3	45
発行会社役員	2	2	0	3	2	9
取締役	2	2	0	3	2	9
監査役	0	0	0	0	0	0
発行会社社員	1	0	2	1	1	5
執行役員	0	0	0	1	0	1
部長等役席者	1	0	2	0	0	3
その他社員	0	0	0	0	1	1
契約締結者	7	4	7	13	0	31
引受証券会社	0	1	6	4	0	11
業務受託者	5	2	0	0	0	7
業務提携者	2	1	1	1	0	5
その他	0	0	0	8	0	8

(注) 年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、26年度は12月まで。

(3-2) 第一次情報受領者に対する課徴金勧告件数の推移 (情報伝達者の属性別)【167条違反】

年 度	22	23	24	25	26	計
公開買付者等関係者 (167条違反)	2	6	5	5	7	25
買付者役員	1	0	1	0	3	5
取締役	1	0	1	0	3	5
監査役	0	0	0	0	0	0
買付者社員	0	2	0	2	0	4
執行役員	0	0	0	1	0	1
部長等役席者	0	2	0	0	0	2
その他社員	0	0	0	1	0	1
契約締結者	1	4	4	3	4	16
公開買付対象者	1	3	3	3	1	11
役員	1	1	0	3	0	5
社員	0	2	2	0	1	5
その他	0	0	1	0	0	1
その他	0	1	1	0	3	5

(注) 年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、26年度は12月まで。

Ⅲ. 未然防止の重要性と 関係者の取組み

(ポイント)

- 未然防止体制の整備
- 証券監視委の取組み(広報活動の強化、市場関係者とのコミュニケーション、課徴金事例集の公表、J-IRISS登録の働きかけ)
- 発行会社の取組み

○ 未然防止体制の整備

- ・ 発行会社
→ 重要な情報の管理の徹底、一般投資家へ適時適切に開示するよう特段の努力
- ・ 証券取引所
→ 上場会社に対する適時開示の指導強化、適切な開示前の売買取引の停止措置の運用
- ・ 証券会社、金融機関等
→ 法人関係情報の管理体制、情報隔壁（チャイニーズ・ウォール）の整備
- ・ 行政当局
→ 証券会社等への監督強化、監視体制の強化、取引所・証券会社との連携
- ・ 未然防止制度
→ 役員等の自社株短期売買報告制度の充実・強化

昭和63年2月 証券取引審議会

内部者取引の規制の在り方について（未然防止関係・要旨）

内部者取引の規制については、まず、その未然防止に万全を期すという考え方をとる必要がある。このため、重要な情報の発生源である発行会社、有価証券の取引が行われる証券取引所及び有価証券の取引を仲介する証券会社等が適切な未然防止体制を整備するほか、行政当局としても未然防止体制の整備を適切に指導するとともに、的確な対応を行うことが必要である（それに加えて、適切な刑事罰則を整備・運用）。

○ 証券監視委の取組み

■ 広報活動の強化

- 年次報告・課徴金事例集の充実
- 各種寄稿・講演
- メールマガジン配信
- 「告発の現場から」

【証券監視委ウェブサイト】 <http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■ 市場関係者とのコミュニケーション

- 証券取引所、日証協、証券会社
- 日本弁護士連合会、日本公認会計士協会 等

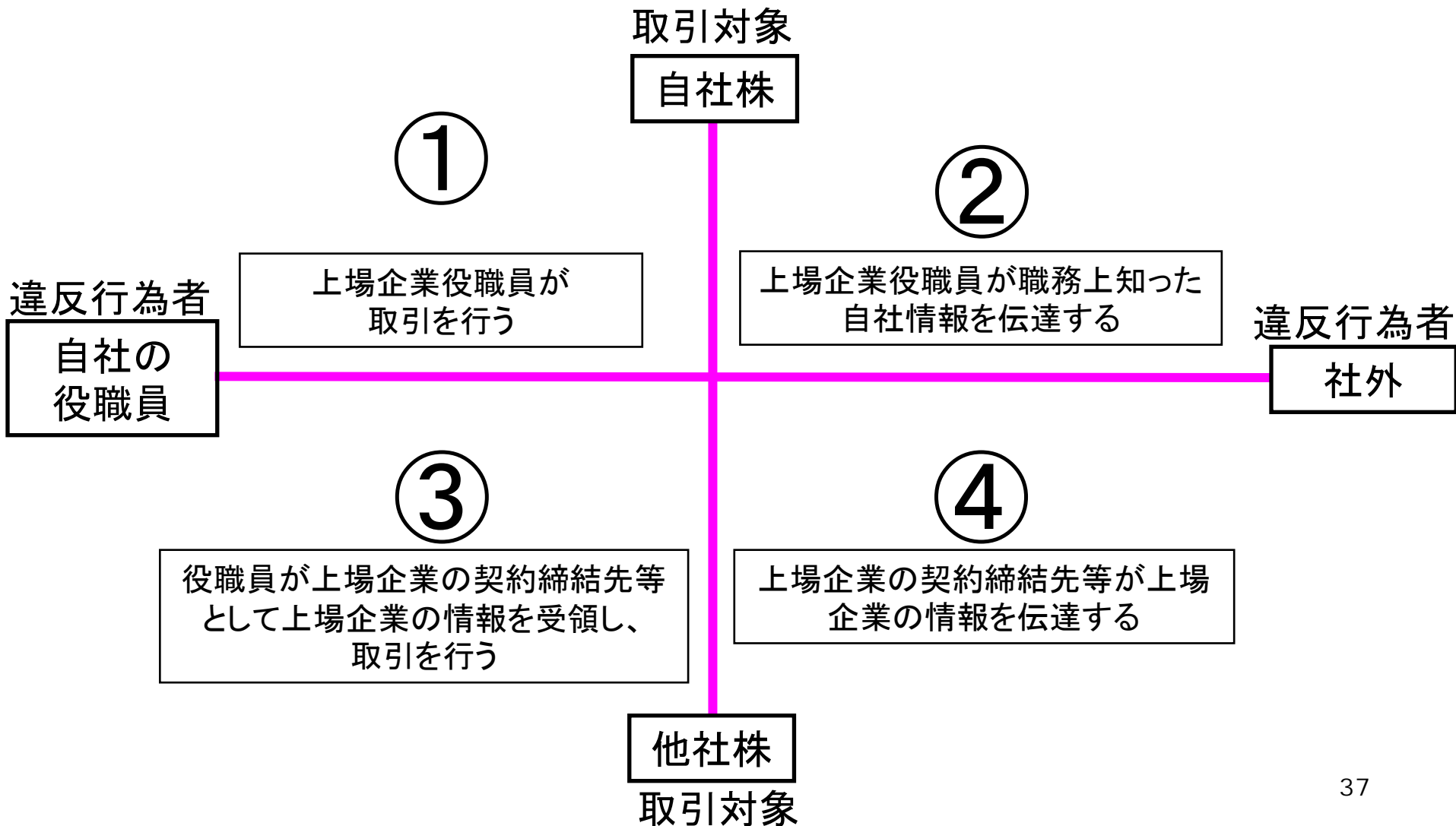
■ 課徴金事例集の公表

- ・ 証券監視委は、課徴金納付命令勧告を行った事案の概要に、市場参加者が違反行為を起こさないよう参考となる内容を加えたものを課徴金事例集として取りまとめ、公表している。
- ・ 本事例集が活用されることにより、市場監視行政の透明性の向上と市場参加者の自主的規律の促進が図られ、証券市場における取引の公正や適正開示の実現に資するものと期待。

【不公正取引編】 <http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20140829.htm>

【開示規制違反編】 <http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20140829.htm>

○ 発行会社の取組み(未然防止に向けて)



① 自社の役職員による自社株のインサイダー取引

社内での研修・周知、内部者取引管理体制の整備、J-IRISSへの役員情報の登録、情報管理の徹底、重要事実の公表の迅速化（タイムリー・ディスクロージャー態勢）

② 社外への情報伝達／漏えいによるインサイダー取引

情報管理の徹底・重要事実の公表の迅速化、守秘義務契約の奨励

③ 自社の役職員による他社株のインサイダー取引

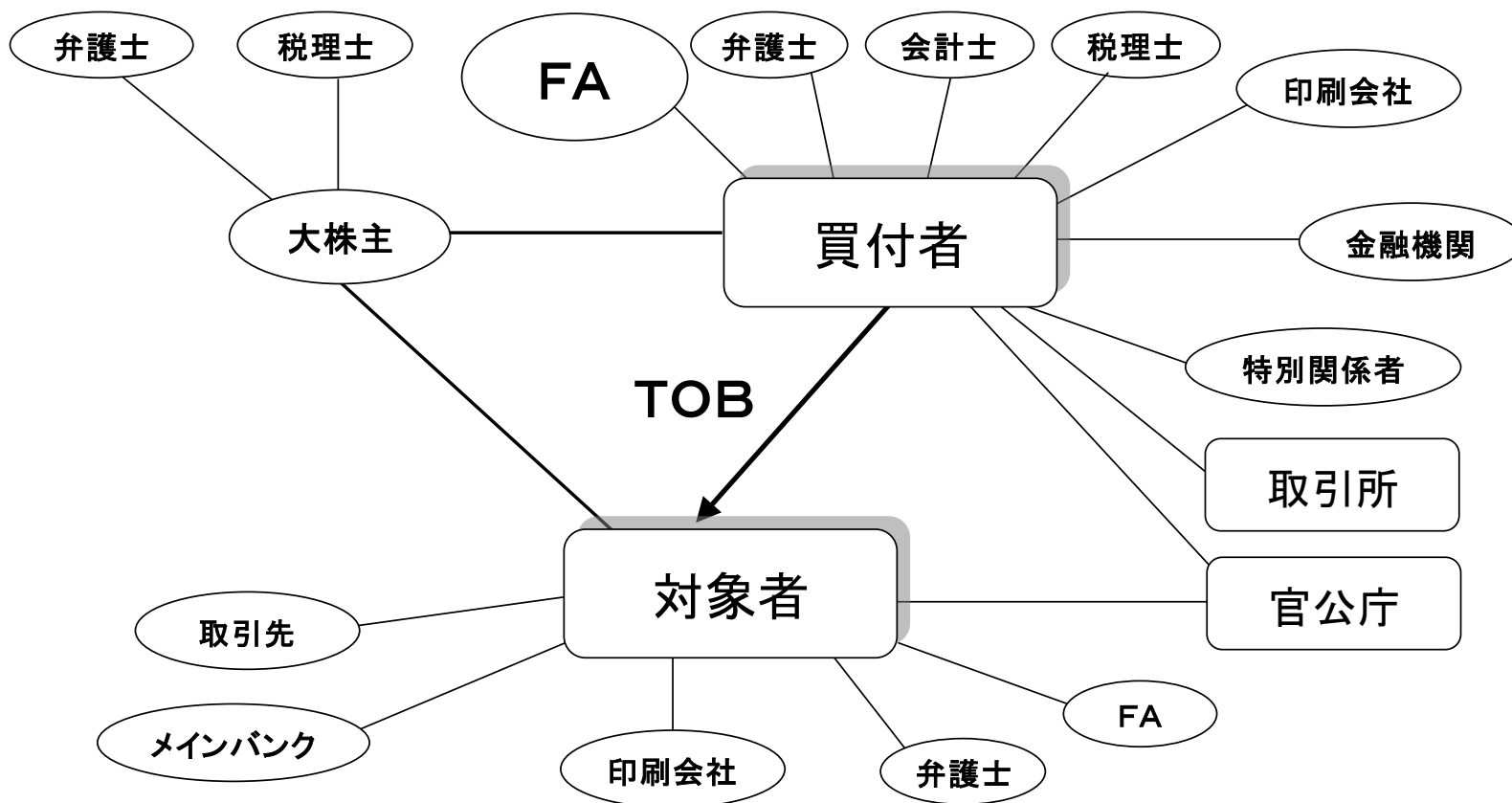
社内での職業倫理教育、自社の業務特性から生じるリスクの管理（情報管理、取引管理）

④ 他社の役職員による他社株のインサイダー取引

特にTOBのように関係者が複数存在する場合に、典型的な例として、買付者または買付対象者と契約を締結する者が、公開買付けを行うことについて決定した旨の事実を第三者に伝達し、インサイダー取引が行われる可能性がある

(参考)TOBを取り巻く関係者

【TOB関係者相関図】



IV. インサイダー取引に係る具体的事例

(公認会計士関連)

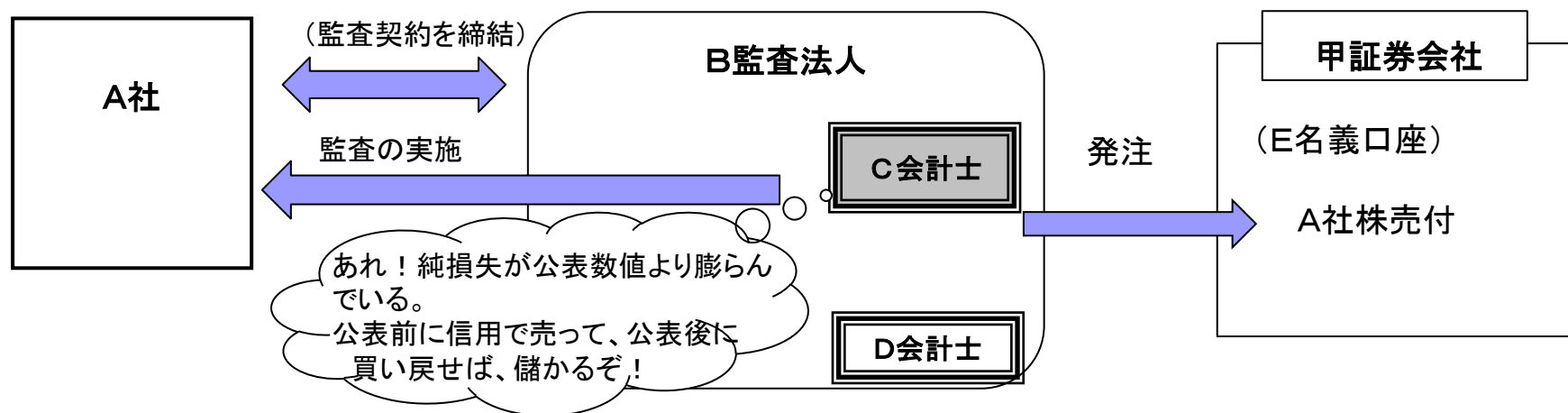
1. 決算情報を利用

<重要事実の概要>

- ☛ A社は、Y年3月20日午後3時に、業績予想の下方修正を公表
(新たな予想値の算出時期)
 - ・同年2月28日：A社の関係役員会議が開催され、最新の決算見込み数値を算出・承認

<違反行為者が重要事実を知った経緯>

- ☛ X年6月23日 : B監査法人はA社とY年3月期の監査契約を締結
- ☛ Y年2月中旬頃: B監査法人のC会計士は、監査の過程で3月期の純損失が公表されている予想値よりも膨らんでいることを把握
- ☛ 同年3月1日 : A社社長とB監査法人担当者が、3月期決算打合せ会を実施。Cは欠席したが、この打合せ会で確認された情報をD会計士がCにメールで伝達
- ☛ 同年3月12日: CがA社株を信用取引で売却(知人Eの口座を借用)



(参考)

☛ 業績予想の修正に係る重要事実の認定について

【A社の業績修正】

- 5/25 : 定例取締役会において、業績予想値の大幅な下方修正の公表が避けられない状況になっていることが確認され、業績を下方修正することを了承
- 7/10 : 定例取締役会において、確定した業績予想値が報告・了承され、翌日の対外公表を決定
- 7/11 : 新たな業績予想値を公表

【認定】(東京地裁の判例)

➤ 重要事実の決定は5/25

- 取締役会の決議によって最終的に公表数値が具体的に確定されなければ「新たな業績予想値の算出」がされたことにならないと解したのでは証券取引市場の公平性及び健全性に対する投資者の信頼の確保という規制の趣旨が没却される、
- 取締役会において、予想値の修正公表が避けられない事態に至っていることにつき報告がなされ、承認されたことをもって算出されたと解するのが相当

【その他参考】

- 予想値等の算出に責任を持つ役員や部長、課長が予想値等を確認した段階であれば、上場会社等の判断として、実質的に確定した段階になる可能性があるとしてされていることに留意

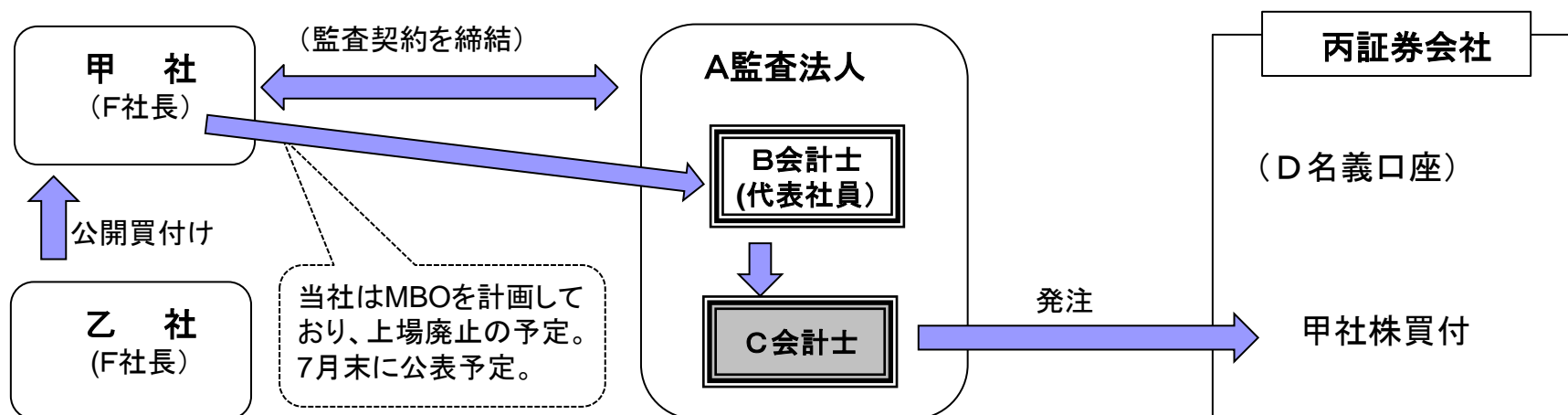
2. 公開買付けに関する情報を利用

<重要事実の概要>

- 乙社は、X年7月28日、甲社の株式の公開買付けを行う旨を公表

<違反行為者が重要事実を知った経緯>

- X年5月7日 : 甲・乙社の代表取締役であるFは、甲社を非上場化するための公開買付けを実施する方針を固め、財務アドバイザー等の関係者との相談・打合せを開始
- 同年5月29日 : Fは、甲社の会計監査人であるA監査法人の代表社員Bと面談し、「当社はMBOを計画しており、上場廃止する予定であり、7月末に公表予定である」旨を伝達
- 同年6月24日 : Bは、甲社の監査担当であるC会計士に「甲社がMBOを社内決定した。今後の監査業務に影響する重要な情報なので話しておく」旨を伝達
- 同年7月6日 : Cは知人Dに口座を開設させ、その口座を借りて甲社株の買付けを発注



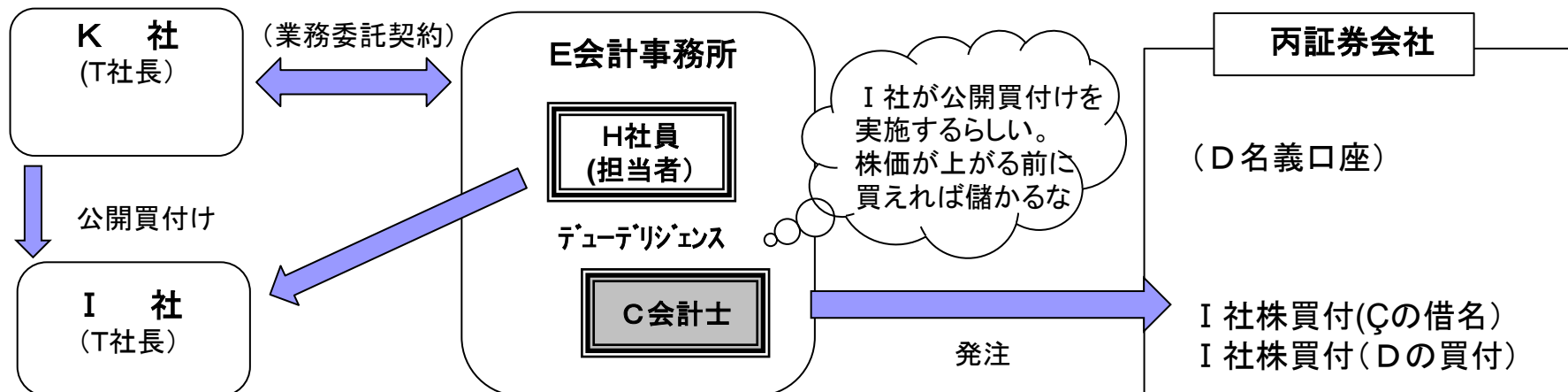
3. 公開買付けに関する情報を利用・伝達

<決算情報の概要>

- ☛ K社は、X年7月6日、I社の株式の公開買付けを行う旨を公表

<違反行為者が重要事実を知った経緯>

- ☛ X年4月8日 : K社及びI社の社長であるTは、K社がI社の公開買付けを行うことを決定し、公開買付けのための準備作業を開始
- ☛ 同年5月31日 : E会計事務所は、K社との業務委託契約に基づき、I社のデューデリジェンスを実施。担当は同事務所のHであったが、同僚社員CがHの机に置かれていた資料をみて、本件公開買付けの手続きが進んでいることを把握
- ☛ 同年6月13日 : Cは知人DにI社株の買付けを依頼。DはCから依頼されたとおりI社株を買い付けさらに、Dは自身でも資金を出してI社株を買付け



ご清聴ありがとうございました

情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

tel: 03-3581-9909

年金運用ホットラインは

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

tel: 03-3581-9854